

2. 平成20年度に予定されている契約に係る基本的な方針について

意見・質問	説明・回答
<p>1. 一般競争入札・企画競争</p> <p>【1.振り込み詐欺被害者救済法の円滑な施行のための広報活動(ポスター作製等)】 【2.預金保険制度に関するパンフレットの作製】 【3.小学生向けパンフレット(「くらしと金融」)】 【4.新社会人向け金融取引等解説パンフレット(「はじめての金融ガイド」)及び投資教育用教材】 【5.多重債務者向け相談窓口を告知するポスターの作製、発送】 【6.新社会人向け金融商品取引等解説パンフレット(「はじめての金融ガイド」)の改訂】</p>	
<p>・ポスター、パンフレット類については、一般競争入札と企画競争によるものがあり、契約形態が異なっているが、その理由は何か。</p>	<p>・原版を当庁において作成し、事業者への委託内容が印刷・製本等の単純作業のウェイトが大きい場合は、一般競争入札によることとしている。</p> <p>・効果的なデザインのポスターを作製するなど、事業者の選定に当たって、価格以外に受託者の製作能力を特に重要な判断要素とする必要がある場合は、企画競争によることとしている。</p>
<p>2. 一般競争入札</p> <p>【金融経済教育を考えるシンポジウムの運營業務委託】</p>	
<p>・業務の内容から、事業者の選定は単に価格だけでなく、実施能力が重要であると思えるので、契約形態は一般競争入札より企画案を提出させる企画競争の方が妥当ではないか。</p>	<p>・事業者は、当庁が作成した仕様に基づく業務のみを実施するものであり、特段の質の確保が求められるものではないことから、(企画競争ではなく)一般競争によることとしている。いずれにしても業務の内容を踏まえ、適切な事業者選定方法をとってまいりたい。</p>
<p>3. 企画競争</p> <p>【公認会計士通学コース】</p>	
<p>・公認会計士試験の実施主体である「公認会計士・監査審査会」が「金融庁」に置かれている中で、当該試験に関わる教育上の財政支援を金融庁職員に行うことについてどのように考えるか。</p>	<p>・金融、証券取引の高度化が進む中で、当庁職員が検査・監督等の業務を適切に遂行するためには、公認会計士が有しているような高度な専門知識が求められる。また、経済・財政諮問会議のグローバル化改革専門調査会金融・資本市場WGの第一次報告(19年4月)において「金融監督当局の職員について、金融関係の資格取得に関する目標を設定し、その達成に向けて職員の資格取得を奨励すべきである。」と報告されている。</p>

<p>・事業者の選定はどのように行うのか。</p>	<p>このような中で、当庁としては、自らの職員が講師として研修を実施する余力がないことから、外部の業者に当該研修の実施を委託するものである。</p> <p>・金融庁ホームページ等で企画競争の公告を行い、当庁の仕様書に沿ったカリキュラム・研修教材等について事業者から提案を受け、その審査の結果、最も優れた企画案を提出した事業者を選定するものである。</p>
<p>4. 企画競争</p> <p>【1.欧米主要国の金融・証券法及び金融・証券市場に関する調査の委託】 【2.我が国金融・資本市場の国際化に関する調査の委託】 【3.諸外国における金融経済教育の実態調査の委託】 【4.政策評価の質の向上に向けた調査の委託】 【5.金融コングロマリットに関する実態調査の委託】 【6.金融機関の内部リスク管理に関する調査の委託】 【7.アジア諸国の金融制度に関する実態調査の委託】 【8.金融税制に関する調査の委託】</p>	
<p>・事業者を決定する際に、金額のチェックは厳しく行われているのか。</p>	<p>・事業者から提案された企画を評価する際、価格を評価の一項目に加えることとし、また、調査委託の契約には精算条項が必ず含まれており、事業者が当初に見込んでいた経費に不用が生じた場合には、事後的に当庁から業者への支払額が(不用額分だけ)減額される仕組みとなっている。金融庁としては、引き続き事業者に支払う金額については、調査の質の確保に配慮しつつ、厳格な取扱いを行ってまいりたい。</p>
<p>5. 随意契約</p> <p>【1.LEXIS-NEXIS】 【2.ロイターによる情報の提供】 【3.QUICK「Active Manager」リアルタイム金融情報】 【4.「QUICK指標ボード」リアルタイム金融情報システムによる情報提供】 【5.共同通信経済総合情報サービス(PREMIER)の提供】 【6.時事ゼネラルニュースによる情報の提供】 【7.時事通信(MAINⅢ)】 【8.時事通信社情報サービス(JMSⅡ)の情報受信契約】 【9.時事通信指標ボード(MMS)による情報受信契約】</p>	
<p>・それぞれ競争を許さず相手方が特定される随意契約としなければならない理由は何か。</p>	<p>・これらの契約相手方が提供している金融市場・商品や企業に係るデータ・情報は、信頼度や速報性が高いこと、また、広く市場関係者や投資家の間で利用されていること等から、業務上、有用なものであり、且つ当該契約相手方以外の者から購入することが困難であり、競争が許されないことから、随意契約とした。</p>